

国立大学法人和歌山大学における引当金の計上に関する要綱

制 定 平成17年 3月18日

法人和歌山大学規程第 390号

最終改正 平成20年 9月 1日

(目的)

第1 国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）における将来の支出の増加又は将来の収入の減少であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることが出来るものについての取扱いは、国立大学法人会計基準（以下「基準」という。）によるほか、以下のとおりとする。

(退職給付に係る引当金)

第2 退職時に退職一時金の支給をする雇用契約を行っている場合で、運営費交付金による財源措置がなされない者については、決算整理時において退職給付引当金を計上するものとする。

(入学金債権に係る徴収不能引当金)

第3 将来において徴収不能と処理することが見込まれる未収入学金債権については、次の会計処理により徴収不能引当金を計上するものとする。

(1) 期末未収入学金収入残高×徴収不能実績率＝徴収不能引当金

徴収不能実績率＝徴収不能額／前期末未収入学金収入額（過去3ヵ年平均）

(その他の引当金)

第4 第2及び第3で定めるほか、学長が必要と認めるときは、引当金を計上できる。

(決算整理時における引当金の処理)

第5 第2から第4で計上した引当金は、每期決算時に洗替法により計上するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年3月18日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成20年9月1日：法人和歌山大学規程第867号）

この改正要綱は、平成21年4月1日から施行する。